

広島県選挙管理委員会告示第二十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成二十年六月二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定 施 設		変 更 後	
種 類	名 称	所 在 地	事 項
病 院	マツターホルン 病院	呉市中通一丁目五番二 五号	医療法人エムエム会 マツターホルンリハビリ テーション病院
病 院	後藤病院	呉市東中央一丁目八番 二〇号	医療法人社団悠仁会 後藤病院